

盛岡都市圏運賃協議会設置要綱

令和 8 年 5 月 22 日 会長決裁

(設置)

第 1 条 盛岡都市圏運賃協議会（以下「協議会」という。）は、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号。以下「法」という。）第 9 条第 4 項の規定に基づき、同条同項に規定する運賃等（以下「協議運賃」という。）について協議するため、盛岡都市圏地域公共交通会議設置要綱第 11 条第 1 項の規定に基づき設置するもの。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 協議運賃に関する事務
- (2) その他協議会が必要と認める事務

(組織)

第 3 条 協議会は、次の各号に掲げる者を構成員とする。

- (1) 盛岡市、滝沢市及び矢巾町のうち、協議する路線に関係する市町の長が指名する職員
- (2) 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 国土交通省東北運輸局岩手運輸支局長が指名する職員
- (4) 住民又は利用者の代表する者として協議する路線に関係する市町の長が指名する者

(協議会長)

第 4 条 協議会に協議会長を置き、前条第 1 号に掲げる者をもって充てる。ただし、同号に掲げる者が 2 人以上あるときは、盛岡市長が指名する職員をもって充てる。

- 2 協議会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 協議会長に事故があるとき又は協議会長が欠けたときは、協議会長があらかじめ指名した構成員が、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、協議会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、構成員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議は、書面にて開催することができる。
- 4 会議は、原則として非公開とする。
- 5 協議会の議決は出席者（代理人を含む。）の過半数をもって決し、可否同数の時は協議会長の決するところによる。
- 6 協議会長は、会議において必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(協議結果)

第6条 協議会で協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、協議する路線に関係する市町において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年5月22日から施行する。